

#### 産4 目次 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

[ ]大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆太

##### 一 届出事項の概要

###### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ラ・ムー院庄店

所在地 津山市二宮字野辺前八五番一ほか

###### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市西中新田二九七番地一

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

###### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市西中新田二九七番地一

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

###### 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年十一月二十五日

###### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百六十七・九平方メートル

###### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 八十台

(2) 駐輪場の収容台数 五十二台

(3) 荷さばき施設の面積 百八十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十二・一立方メートル

###### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前零時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後十二時 (二十四時間営業)

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで (二十四時間)

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで (二十四時間)

##### 二 届出年月日

令和七年三月二十四日

##### 三 縦覧の期間及び場所

###### 1 縦覧の期間

令和七年四月四日から同年八月四日まで

###### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課